【資料-3】

対応方針（H26.5）のフォローアップ

令和８年11月５日

対応方針(H26.5)のフォローアップ

国土交通省
【資料-3】

取組項目①:維持管理を考慮した設計

◎:取組が十分に達成された
○:取組がおおむね達成された
△:引続き対応が必要

対応方針 (H26.5)	取組状況	評価
■現状の課題 ・ 維持管理を考慮した設計手法が十分確立されていない	―	
・ 国有港湾施設の設計段階における港湾管理者の参画が不十分	―	
■取組内容 ・ 港湾施設を整備するにあたって、施設整備後の施設点検及び維持補修が容易となるよう十分に考慮した設計手法を検討する	基準・同解説（平成30年５月、P.36）において、供用中の点検診断及び維持・補修工事等の実施が容易となるよう配慮した設計とすることを記載。 ⇒【引継課題①-1】	○
＊ 桟橋上部工下面の点検が容易になるような工夫（クリアランスの確保や点検歩廊の設置等）	基準・同解説（平成30年５月、上巻P.36）において、維持管理の容易性への設計での配慮として、点検足場やモニタリング装置の設置可否について検討する旨を記載。また、これらの具体的な事例を港湾空港技術研究所のウェブサイトに掲載。	◎
＊ 消波ブロック被覆堤の「キツツキ現象」を把握するため、防波堤上部に点検孔を設置（防波堤本体の中詰砂の吸い出しの確認）	基準・同解説（平成30年５月、上巻P.36）において、設計における維持管理の容易性への配慮として、観測孔の設置事例について記載。また、これらの具体的な事例を港湾空港技術研究所のウェブサイトに掲載。	◎
＊ 国（直轄事務所）と港湾管理者間で十分協議を行ったうえで、維持管理上の制約条件や維持管理コスト等の配慮	基準・同解説（平成30年５月、上巻P.43）において、実施主体の変化への配慮として、設置者と管理者が異なる場合は、設計段階で、維持管理の体制や予算等を確認し、適切な維持がなされるように配慮することが望ましい旨を記載。	◎
＊ 点検等の維持管理に配慮した設計の「前提条件」（隣接施設と同様の構造形式の検討（点検の連続性等））の設定	基準・同解説（平成30年５月、上巻P.34）において、断面決定時に配慮する要因の１つとして「点検診断等の維持管理に係る容易性への配慮の必要性」を記載。	◎

対応方針(H26.5)のフォローアップ

国土交通省
【資料-3】

取組項目②:港湾施設における点検診断

◎:取組が十分に達成された
○:取組がおおむね達成された
△:引続き対応が必要

対応方針 (H26.5)	取組状況	評価
■現状の課題 • 施設構造の特性を踏まえた点検診断に係る基準が十分確立されていない	—	
• 設計図、竣工図を整理・保存する仕組みが確立されていない	—	
■取組内容 • 新たに策定した「港湾の施設の点検診断ガイドライン（案）※2」に基づき、施設の構造特性や劣化箇所等を踏まえた適切な点検を推進する	「港湾の施設の点検診断ガイドライン【第２部 実施要領】」や同参考資料において、構造形式別の点検診断の実施要領や劣化度の判定事例を提示し、適切な点検診断の実施を推進。	◎
• 限られた予算の中で、全ての港湾施設に対して確実な点検が実施できるよう、施設の重要度※3に応じて点検のメリハリを付ける	施設の重要度や変状の進行の程度に応じた「重点点検診断施設」の考え方を導入。また、令和８年度の「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」の改訂により、劣化状況に応じて点検診断項目を選定できる旨を記載。	◎
• 港湾施設点検の際に必要となる設計の基礎資料（「設計図」及び「竣工図」）の保存体制、保存システムを確立する	国有施設については電子納品物保管管理システムが整備されるとともに、維持管理情報データベースの整備・活用が進められ、図面情報や点検結果、補修履歴等の維持管理情報の電子化・共有の基盤を構築。 ⇒【引継課題②-1】	○

※2 港湾の施設の点検診断ガイドライン(案)
実行可能かつ必要最低限の労力で最大限の効果を期待できる点検基準としたものであり、限られた人員、財源、技術力のなかで、施設管理者自らが点検を行うことを想定した点検方法、点検項目、点検周期等を定めている。
※3 施設の重要度は、施設毎に重要性を選別し、特に重要な施設を「重点点検施設」とし、経済活動に重大な影響を及ぼす施設、防災上重要な施設、損壊が人命に重大な影響を及ぼす施設等を対象施設とすることで点検の重点化を行う。

対応方針(H26.5)のフォローアップ

取組項目③:維持管理に関する基準類の整備

◎:取組が十分に達成された
○:取組がおおむね達成された
△:引続き対応が必要

対応方針 (H26.5)	取組状況	評価
■現状の課題 ・ 従前の維持管理計画において内容が不十分な例が見られる	―	
■取組内容 ・ 維持管理に係る基準類を整備する	平成27年に「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」を策定し、令和８年度まで数次にわたり改訂を実施。	◎
・ 今後の知見の蓄積に応じて維持管理に係る基準類を見直す	新技術の活用や気候変動への対応など、維持管理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、令和８年度に維持管理関連ガイドライン類を改訂。	◎
・ 国において統一的な維持管理計画策定の手引きを作成する	「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン【第２部 作成事例】」において、維持管理計画の作成事例を提示。	◎
＊ 維持管理計画の策定にあたって、港湾の特殊性を勘案した維持管理計画の対象期間やライフサイクルコストの検討期間、縮減の考え方等を示す	維持管理計画の対象期間やライフサイクルコストを踏まえた維持管理の考え方がガイドラインに示された。 ⇒【引継課題③-1】	○
＊ 維持管理計画に必要な内容について維持管理に必要な情報を厳選し維持管理計画の簡略化（スリム化）を図る	令和元年度に「直営で作成した維持管理計画書の事例集(案)」を作成し、維持管理計画書の直営作成を支援した。さらに、令和８年度の「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」改訂において、効率的な維持管理計画書の作成事例を示すなど、維持管理計画の簡素化・効率化を推進。	◎

対応方針(H26.5)のフォローアップ

取組項目④:維持管理に関する技術者の育成・支援

◎:取組が十分に達成された
○:取組がおおむね達成された
△:引続き対応が必要

対応方針 (H26.5)	取組状況	評価
■現状の課題 ・ 施設所有者及び施設管理者の維持管理に関する技術力の低下、技術者の不足	―	
■取組内容 ・ 施設所有者及び施設管理者の維持管理に関する技術力の向上を図るため、国土交通省等において国直轄職員、港湾管理者、民間施設所有者向けに維持管理の研修、講習会等を実施する	国総研及び各地方整備局等において、国職員・港湾管理者を対象に港湾施設の維持管理に関する実務的事項(点検診断、維持補修工事、維持管理計画等)に関する研修や技術講習会を実施。 ⇒【引継課題④-1】	○
・ 維持管理に関する民間資格制度等のノウハウを活用し、維持管理の技術力の向上を図る	維持管理計画策定等の業務における管理技術者の入札参加要件として、民間資格である「海洋・港湾構造物維持管理士」が追加された。	◎
・ 既に設置している港湾管理者、民間施設所有者向けの維持管理の技術相談窓口を更に充実(各整備局等の技術調査事務所との連携)させ、維持管理における各種相談について迅速かつ的確に対応する	各地方整備局等に維持管理に関する相談窓口を設置するとともに、国総研にLCM(ライフサイクルマネジメント)支援相談窓口を設置し、港湾管理者等からの技術相談への支援体制を構築。	◎
・ 施設所有者及び施設管理者自らが維持管理に関する民間資格等を活用することにより、維持管理の技術力向上を図るとともに、発注者の資質向上を促進する	国総研及び各地方整備局等において、国職員・港湾管理者を対象に港湾施設の維持管理に関する実務的事項(点検診断、維持補修工事、維持管理計画等)に関する研修や技術講習会を実施。(再掲)	◎
・ 将来的には、効率的、効果的な維持管理・更新の仕組みについて、国や港湾管理者の枠組みを超えた新たな維持管理支援体制を検討する	維持管理・更新の仕組みに関し、枠組みを超えた支援体制について検討し、災害時の管理権限代行制度や高度港湾工事の代行制度を創設。 ⇒【引継課題④-2】	△

対応方針(H26.5)のフォローアップ

取組項目⑤:維持管理に関する資格制度、入札・積算体系の構築

◎:取組が十分に達成された
○:取組がおおむね達成された
△:引続き対応が必要

対応方針 (H26.5)	取組状況	評価
■現状の課題 ・ 業務委託による点検・診断等が円滑に行えるよう、技術者・技能者の育成を図ると共に、維持管理の実態に即した発注面の取り組みが必要	―	
■取組内容 ・ 維持管理計画に基づいた施設の詳細点検診断・評価及び維持工事等を実施する場合は、一定以上の技能水準を有する者の下で行うことを標準とし、そのために港湾施設の診断に係る民間資格制度等の活用を推進する	「維持告示」において、維持管理計画に定める事項を実施する際は専門的知識及び技術・技能を有する者の下で行うことを標準化。また、「港湾の施設の点検診断ガイドライン」及び「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」においても同様の旨を記載。	◎
・ 維持管理・更新に関する工事の発注ロットを工夫(拡大、集約)すること等により民間企業の参入を促進する	「民間企業の参入促進」を目的とした、港湾施設の維持管理・更新に関する工事・業務の発注ロットの工夫事例が存在。	◎
・ 発注にあたって必要となる積算の基準について、維持・更新に関する工事の実態調査を実施した上で、適正な積算歩掛を確立する	「維持管理計画書の策定に係る現地調査積算基準」及び「維持管理計画書策定積算基準」を整備し、その後も必要に応じて改定を実施してきた。加えて、令和２年には、「港湾施設の維持補修工事における積算の手引き」(港湾空港総合技術センター)が整備された。 ⇒【引継課題⑤-1】	△

対応方針(H26.5)のフォローアップ

取組項目⑥:港湾分野における技術開発の促進

◎:取組が十分に達成された
○:取組がおおむね達成された
△:引続き対応が必要

対応方針 (H26.5)	取組状況	評価
■現状の課題 • 港湾施設は水中にある部材が多く、陸上からの目視点検のみでは劣化状況の把握が困難	—	
■取組内容 • 国において、港湾施設の維持管理にかかる技術開発の取り組みについて広く情報発信を行う	港湾空港技術研究所では、港湾施設の維持管理に関する技術開発がHPで公表されているほか、情報誌「PARI」の発行による情報発信を実施。	◎
• 国が(独)港湾空港技術研究所等と連携を図り、施設点検やモニタリングにかかる新技術の開発を促進する	港湾空港技術研究所において、桟橋上部工点検用ROV及び点検診断支援システムなど、港湾施設の点検診断における新技術の開発を推進。 ⇒【引継課題⑥-1】	○
• 施設の老朽化に対応する補修・改良技術について、国と(独)港湾空港技術研究所等が連携し、効率的かつ効果的な新技術を開発促進する	港湾空港技術研究所において、補修・改良技術にかかる新技術の開発を推進。 ⇒【引継課題⑥-2】	○
• 民間技術の活用も重要となることから、NETIS(公共工事における新技術活用システム)を活用し、民間等の新技術を公募するとともに、応募された技術のうち高い効果が見込まれるものは、現場で試行等を行い、性能等を評価することで、実用化の検討を行う	SIPやSBIR制度、NETIS等を活用し、ROV・AUV・ドローン等を用いた港湾施設の点検技術や維持管理支援技術の開発・実証が推進。また、港湾局においては、点検診断にかかる新技術の活用推進に向けて「港湾の施設の新しい点検技術 カタログ」を作成・公表。 ⇒【引継課題⑥-3】	○

対応方針(H26.5)のフォローアップ

取組項目⑦:港湾施設の維持管理情報の活用

◎:取組が十分に達成された
○:取組がおおむね達成された
△:引続き対応が必要

対応方針 (H26.5)	取組状況	評価
■現状の課題 • 効率的な維持管理・更新を行うための利便性の高いデータベースが構築されていない	—	
• 維持管理情報の共有が不十分	—	
■取組内容 • 設計時、施工時の条件や、定期点検の結果、補修工事実施記録等の維持管理情報について利便性の高いデータベースを構築する	維持管理情報データベースやサイバーポート（インフラ）が構築され、点検診断結果、補修履歴等の維持管理情報の蓄積・活用が推進。（必要に応じてシステム改良を実施。） ⇒【引継課題⑦-1】	○
• データベースの構築の際に、入力やデータ登録の簡略化を図る	維持管理情報データベースにおいては、CSVによる点検診断結果の一括読込み・一括修正が可能。	◎
• 構築した維持管理情報のデータベースについて、活用を希望する港湾管理者へデータベースのシステムを提供し、港湾管理者が行う維持管理業務の技術支援を行う	全港湾管理者が維持管理情報データベースのアカウントを保有しており、維持管理業務の効率化に寄与。	◎
• 自ら維持管理情報データベースを構築しようとする港湾管理者に対して、国との情報共有が可能となるよう検討を行う	サイバーポート（インフラ）において、API連携による情報提供機能を構築。 ⇒【引継課題⑦-2】	○

対応方針(H26.5)のフォローアップ

取組項目⑦:港湾施設の維持管理情報の活用

◎:取組が十分に達成された
○:取組がおおむね達成された
△:引続き対応が必要

対応方針 (H26.5)	取組状況	評価
■取組内容 • 行政間での維持管理情報の的確な共有化は勿論のこと、必要に応じて港湾施設を所有する民間会社とも維持管理情報を共有※4する	維持管理情報データベース、サイバーポート(インフラ)では、民間施設管理者による利用も可能であり、維持管理情報の共有が推進。	◎
• 公共施設の維持管理情報のなかで公表すべき維持管理情報(利用制限等の措置を講じた施設等)は、インターネット等においてより一層の情報の公表に努める	利用制限等の措置が講じられた施設について、インターネット等により情報を公表している事例も存在。 ⇒【新規課題⑦-3】	○
• 将来的には膨大な維持管理情報を効率的に運用するため、データベースを活用した維持管理情報の一元化に向けた運営体制の構築など、情報管理のあり方やその運用について幅広く検討する	維持管理情報データベース、サイバーポート(インフラ)により、維持管理情報の一元管理のための体制を構築。また、蓄積した維持管理情報のさらなる利活用に向けた検討を実施。	◎

※4 維持管理情報を蓄積・共有することのメリット
定期点検や維持補修、さらには大規模改良の実績情報等をデータベース化することにより、維持管理に係る港湾行政を行う基礎統計資料等としても活用することが可能となる。

対応方針(H26.5)のフォローアップ

取組項目⑧:港湾施設の維持管理に関する計画策定及び港湾単位の戦略的な維持管理の推進

◎:取組が十分に達成された
○:取組がおおむね達成された
△:引続き対応が必要

対応方針 (H26.5)	取組状況	評価
■現状の課題 ・ 社会的要請の変化も踏まえた港湾単位等における老朽化対策の対応方針や、優先順位の明確化が必要	―	
・ 国と港湾管理者で連携し、施設の集約や利用転換等、ストックの全体の管理が必要	―	
■取組内容 ・ 施設毎に点検診断計画と今後の維持管理の方針を定める維持管理計画及び港湾単位の各施設の維持管理・更新の対応方針を定める予防保全計画の策定を推進する	「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」の策定により、維持管理計画及び予防保全計画の策定を推進。 ⇒【引継課題⑧-1】	○
・ 施設管理者による港湾施設の適切な維持管理が可能となるよう、国による技術的支援や財政的支援を通じた迅速な維持管理計画の策定等に取り組むほか、国と港湾管理者が密接に連携し、適切な維持管理体制を構築する	維持管理関連ガイドライン類の策定や地方整備局による講習会等の技術的支援が行われているが、財政的支援や密接な連携は未実施。 ⇒【引継課題⑧-2】	△
・ 施設毎の維持管理計画の内容を踏まえ、老朽化対策の対応方針や、優先順位を示す予防保全計画について、維持管理計画同様、国と港湾管理者が定期的に協議し、所要の見直しを行う	予防保全計画については、毎年更新を行うこととしている。	◎

対応方針(H26.5)のフォローアップ

取組項目⑧:港湾施設の維持管理に関する計画策定及び港湾単位の戦略的な維持管理の推進

◎:取組が十分に達成された
○:取組がおおむね達成された
△:引続き対応が必要

対応方針 (H26.5)	取組状況	評価
■取組内容 • 維持管理計画及び予防保全計画等で規定した対応方針等に基づき、適切な時期に老朽化対策を講じることによってライフサイクルコストの縮減及び施設の延命化を行う	損傷・劣化が軽微な段階で小規模な対策を行うことでライフサイクルコストの縮減を目指す予防保全型維持管理を推進。また、港湾管理者においては、他にも直営による点検診断の実施や新技術の活用等の取組を実施。 ⇒【引継課題⑧-3】	△
• 老朽化対策と相まって、陳腐化している施設については、将来的に廃止や、別の用途への利用転換、更に施設の集約化を積極的に行い、既存ストックを削減しつつ、必要な港湾機能の確保を図る等、的確なストック全体の管理を実施し、戦略的な維持管理を推進する	施設の利用状況や将来需要を踏まえた集約化・用途転換等によるストック全体の最適化及びそれを踏まえた予防保全計画のあり方について、検討を推進。 ⇒【引継課題⑧-3】	△
• 予防保全計画については、将来的には港湾単位等にとどまらず、国際海上コンテナターミナルや旅客船ターミナル等の広域的な利用が考えられる港湾施設については湾単位等(東京湾、伊勢湾、同一港湾管理者内の港湾等)の広域的視点をもって検討する	「国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)」において、自治体間の広域的な連携が推進。※	○

※広域的な予防保全計画については、港湾管理者間の合意形成や実施体制の構築に課題があることから、取組事項としては引き継がない。

対応方針(H26.5)のフォローアップ

取組項目⑨:民間施設における適切な維持管理の促進

◎:取組が十分に達成された
○:取組がおおむね達成された
△:引続き対応が必要

対応方針 (H26.5)	取組状況	評価
■現状の課題 • 民間所有施設の維持管理状況が不明	—	
■取組内容 • 公共施設のみならず、民間施設における適切な維持管理の実施も重要であることから、維持管理計画策定を促進する	維持管理関連ガイドライン類は、民間施設管理者による活用も想定したうえでHPで公表。また、民間が管理する特定技術基準対象施設について、港湾管理者が維持管理状況の報告の徴収・立入検査の実施を行うことができる制度を構築。 ⇒【引継課題⑨-1】	○
• 民間施設所有者において策定される維持管理計画や「港湾の施設の点検診断ガイドライン(案)」の内容を踏まえた点検診断等について、国が技術支援できる体制を構築する	各地方整備局等に維持管理に関する相談窓口を設置するとともに、国総研にLCM(ライフサイクルマネジメント)支援相談窓口を設置し、民間施設所有者からの技術相談への支援体制を構築。	◎
• 特定技術基準対象施設※5についても、港湾管理者において実施する維持管理状況の報告の聴取、立入検査等の制度について、適切な運用が図られるよう国が技術支援できる体制を構築する	「特定技術基準対象施設に関する報告の徴収及び立入検査等のガイドライン」を策定・公表。	◎

※5 技術基準対象施設であって、非常災害により損壊した場合に船舶の交通に支障を及ぼす恐れのあるものとして港湾区域内及び港湾区域外20m以内の地域内に存する外郭施設、係留施設、橋梁並びにトンネルの構造を有する道路、鉄道及び軌道、固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械、廃棄物埋立護岸。